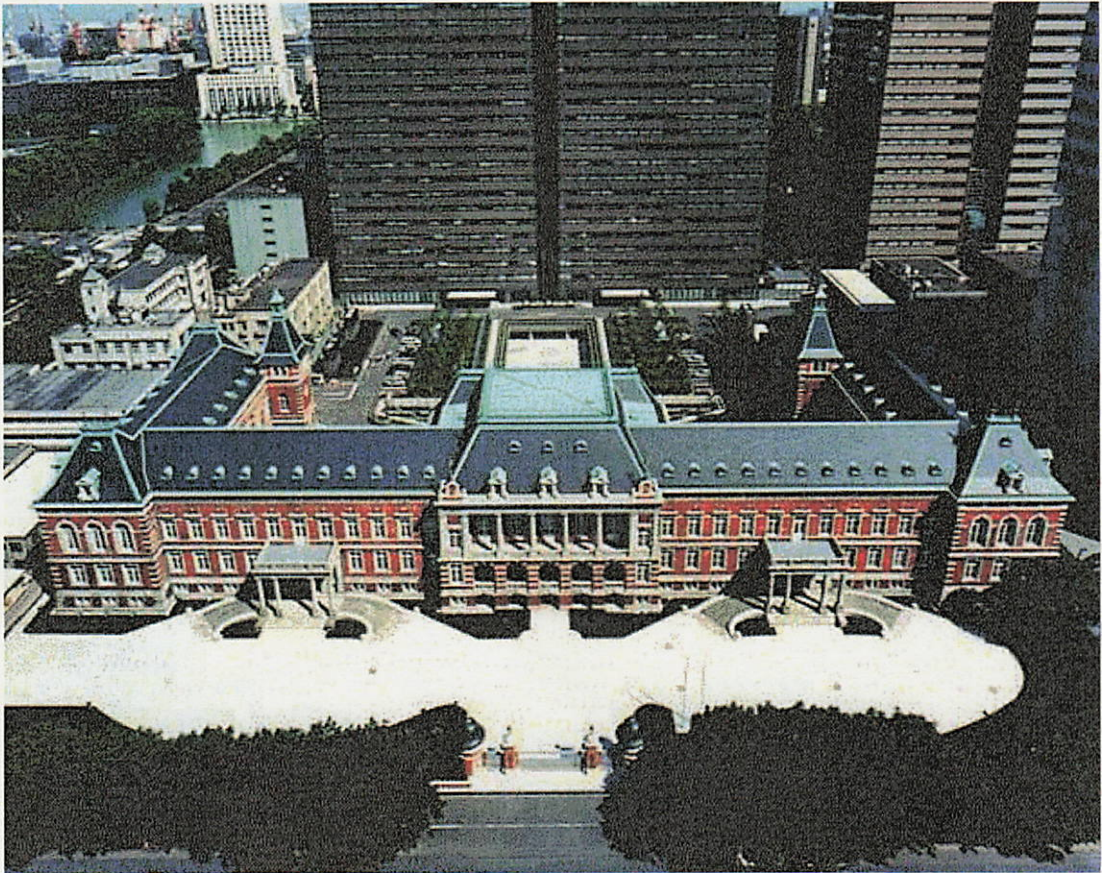


令和7年度

副検事の選考受験案内



法務・検察合同庁舎

副検事は犯罪をなくし明るい社会を築くため日々活躍しています

検察官・公証人特別任用等審査会
法務省大臣官房人事課

検 察 官

検察官には、検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事の5種類があり、検察官は、一人一人が独立の官庁を構成し、自己の権限と責任の下に検察権を行使する独任制官庁とされています。

検察官は、刑事事件について、被疑者・参考人の取調べや証拠の収集といった捜査の実行、捜査に基づく起訴・不起訴の決定、公訴の維持、刑の執行等裁判の執行の監督を行う権限（これを通常「検察権」といいます。）を有するほか、公益の代表者として法令により与えられた権限を行使しています。

検察庁は検察官の事務を統括するところであり、最高検察庁のほか、高等検察庁8庁、地方検察庁50庁、区検察庁438庁が設置されており、主に区検察庁において、現在約800人の副検事が活躍しています。

身分保障

検察官は、一定の場合を除いて、原則として、その意思に反してその官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることがなく、裁判官に準じた高い身分保障を受けています。

定 年

検察官は、65歳の誕生日の前日限りをもって定年となります。

主な職務

副検事は、窃盗、横領等の簡易裁判所管轄の事件の捜査・公判に従事するだけでなく、地方検察庁検察官事務取扱として詐欺、強盗、過失運転致死等の地方裁判所管轄事件の捜査・公判にも従事します。

また、区検察庁の庁務を掌理し、かつ、その庁の職員を指揮監督します。

初任研修

任官者に対して副検事として必要な基礎的知識・技術を習得するため初任研修が行われます。

任地・転勤

初任庁は、本人の希望を勘案して原則として地方検察庁本庁に併置されている区検察庁に配属されます。

定期の人事異動は、毎年4月にあります。

副検事の待遇

○ 検察官俸給表（副検事）※令和7年4月現在

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
特号	644,000	5号	409,000	10号	309,000
1号	584,000	6号	390,800	11号	300,100
2号	526,000	7号	366,300	12号	283,300
3号	462,000	8号	339,700	13号	274,500
4号	443,900	9号	325,300	14号～17号	省略

(注) 原則として、副検事の初任給は、副検事任命前の給与月額の前位に格付けされます。

○ 期末・勤勉手当の加算

役職段階別加算	
区分	割合
副検事 特号～7号	100分の20
副検事 8号～11号	100分の15
副検事 12号、13号	100分の10
副検事 14号～16号	100分の5

管理職加算	
区分	割合
副検事特号～5号	100分の25
副検事6号、7号	100分の15

○ 管理職員特別勤務手当

臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」）に勤務した場合には、管理職員特別勤務手当が支給されます（副検事13号以上）。

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）に勤務した場合も、管理職員特別勤務手当が支給されます（副検事13号以上）。

○ その他の手当

扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、寒冷地手当、在宅勤務手当は、一般の国家公務員と同様に支給されます（副検事特号、1号及び2号は、指定職相当のため、扶養手当、住居手当は支給されません。）。

超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び俸給の特別調整額は支給されません。

副検事から検事へ

3年以上副検事の職にあつて、検察官特別考試に合格すると、検事に任命されます。

副検事の選考

○ 副検事の選考は、年1回行われ、本年度の日程は次のとおりです。

区分	時期	試験地	備考
出願	5月23日（金）締切		
筆記試験	7月1日（火）	全国8高等検察庁	
口述試験	10月6日（月）	法務省	
任官予定	翌年4月1日（水）		

○ 受験資格

- 1 司法修習生となる資格を得た者
- 2 任官予定日現在で3年以上次に掲げる公務員等の経験を有する者
 - 公安職（二）3級以上等の検察事務官
（公安職（二）2級かつ検察官の事務を取り扱う検察事務官も含む。）
 - 行政職（一）3級以上、公安職（一）4級以上、公安職（二）3級以上の法務事務官又は法務教官
 - 地方更生保護委員会の委員
 - 行政職（一）3級以上の入国審査官
 - 公安職（一）4級以上の入国警備官
 - 裁判所調査官

- 行政職（一） 3 級相当以上の裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官等
- 警部以上の警察官
- 行政職（一） 3 級以上、公安職（一） 4 級以上、公安職（二） 3 級以上又はこれらに準ずる職務の級の司法警察員（皇宮護衛官、労働基準監督官、船員労務官、海上保安官、麻薬取締官、漁業監督官等）
- 警務官たる三尉以上の自衛官
- 行政職（一） 3 級以上の公正取引委員会の審査専門官
- 税務職 3 級以上の国税査察官
- 行政職（一） 3 級以上の証券取引特別調査官及び統括特別調査官
- 行政職（一） 3 級以上の税関の審理官及び犯則調査官

* 受験資格の詳細・不明な点については、法務省大臣官房人事課検察官人事第二係(TEL03-3580-4111)又は最寄りの地方検察庁人事係に照会してください。

○ 試験科目及び試験方法

1 筆記試験

憲法、民法、刑法、刑事訴訟法及び検察庁法の 5 科目について各科目ごとに行い、試験時間は各科目 1 時間となります。

2 口述試験

憲法、民法、刑法、刑事訴訟法及び検察庁法の 5 科目について同一の機会に行います。

なお、筆記試験等による第一次選考を合格した者でなければ、口述試験を受けることはできません。

3 筆記試験及び口述試験は、受験者に法文を示して行います。

なお、筆記試験においては、令和 6 年司法試験用法文（令和 6 年 1 月 1 日現在において、既に公布され、かつ同試験日以前に施行されることが確定していた内容）を使用し、同試験後に改正・施行された法令を取り扱う場合には、改正・施行後の条文を問題文に記載します。

○ 出願方法

受験希望者は、受験願書を 5 月 23 日（金）までに次に掲げる所属の長等に提出してください。

なお、必要に応じて、提出先となる所属の長等による面接等が行われる場合があります。

1 検察庁職員は、所属検察庁の長（区検察庁の職員である受験希望者にあつては検事正。）。

2 本省局部課、法務総合研究所、矯正研修所、出入国在留管理庁、公安審査委員会及び公安調査庁（以下「本省局部課等」という。）の職員は、その所属の長。

3 その他の官署の職員は、その所属官署の所在地を管轄する地方検察庁検事正。

4 その他の者は、その住所地を管轄する地方検察庁検事正。

○ その他

第一次選考に合格した者に対して、官職に就いている者にあつては所属官署

の所在地を、官職に就いていない者にあつてはその住所地を管轄する検事長により面接が行われます。

○ 副検事の選考受験者の所属別年度別人員（令和2年度～令和6年度）

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法務本省					
法務局	1	1	2	1	1
検察庁	112	110	90	104	93
矯正官署	10	9	10	9	13
保護官署	2	3	3	3	3
入管官署	3	3	2	3	1
公安調査庁	1				
裁判所	7	7	7	7	11
警察	8	4	4	9	10
海上保安庁	1	1	1	1	1
自衛隊	1	3	1	1	
厚生労働省	2	3	2	2	3
税関	1				
その他			1	2	4
合計	149	144	123	142	140

副検事の選考受験に関心をお持ちの方は、何なりとお気軽に法務省大臣官房人事課
検察官人事第二係又は最寄りの地方検察庁人事係にお尋ねください。